

2021年4月9日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖
問い合わせ先 サポートダイヤル 山中 淳
TEL 0120-753104

「NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信」
受益権分割および約款変更のお知らせ

当社は、下記の通り、対象 ETF について、受益権分割および約款変更を行なうことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

[対象 ETF (括弧内は銘柄コード)]

NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信 (1570)

[受益権分割の内容]

(1) 分割の目的

対象 ETF において基準価額の上昇に伴い、1口当たりの市場価格が3万円に到達し、呼値の単位が50円となったことおよび対象 ETF の商品性等を踏まえて、受益権の分割により投資単位当たりの金額を引き下げ、受益権の流動性を高めることで、投資家の利便性を向上させることを目的に分割を行ないます。

(2) 分割の概要

2021年4月28日の最終の受益者名簿に記載された受益者の有する受益権口数1口につき、2口の割合をもって分割いたします。

なお、売買単位については変更ありません。

(3) 分割により増加する口数

受益権分割前の発行済受益権総口数	9,840,000 口
今回分割により増加する受益権口数	9,840,000 口
受益権分割後の発行済受益権総口数	19,680,000 口

※上記は2021年3月31日時点の数値を記載しており、実際の口数とは異なる場合があります。

(4) 日程

分割基準日	2021年4月28日
分割効力発生日	2021年4月30日

(5) 設定および一部解約の受付停止の日程

受益権分割に向けた対応実務等のため、以下の通り申込みの受け付けを停止いたします。

日付	設定	一部解約
2021年4月26日	受付停止	受付停止
2021年4月27日	受付停止	受付停止

東京証券取引所を通じた対象ETFの売買を停止するものではありません。

[約款変更の内容]

受益権の分割に関し、証券保管振替機構が定める「株式等振替制度に係る業務処理要領」(以下、業務処理要領といいます)に基づいて受益権を分割する場合の規定の追加および当初元本を明確化する変更を行いません。

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行いません。

※詳細は、後述の「新旧対照表」をご参照ください。

[約款変更の日程]

2021年4月22日まで	約款変更の届出日
2021年4月23日	約款変更の適用日(「業務処理要領」に基づく規定の追加)
2021年4月30日	約款変更の適用日(当初元本を明確化する約款変更)

(変更後)	(変更前)
<p>(信託の目的および金額) 第 2 条 委託者は、金 <u>100 億 730 万円</u> を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 ② この信託は、日経平均レバレッジ・インデックスを対象指数（以下この約款において「対象指数」といいます。）とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1 口につき <u>4,351 円</u>（信託契約締結日の前営業日の対象指数の終値に 100.05% を乗じて得た値の額（小数点以下は切り上げます。））とします。<u>なお、2021 年 4 月 28 日現在の受益権を 1 対 2 の割合で再分割しており、当初元本は 1 口当たり 2,175.5 円です。</u></p> <p>(受益権の分割、再分割および併合) 第 10 条 委託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については同条同項において信託された金額を同条第 2 項の価額で除した口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 34 条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、<u>社債、株式等の振替に関する法律（以下「<u>社振法</u>」といいます。）の規定にしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することができるものとします。</u> ③ <u>前項の規定により委託者は、受益権の再分割または併合を行なう場合には、振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の規定にしたがい、次の各号の通り行ないます。</u> <u>1. 受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u> <u>2. 受益権の再分割または併合に際し 1 口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。</u> <u>3. 前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算の上、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u> <u>4. 前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分に応じて受益者に分配します。</u> <u>5. 委託者は、受益権の取得申込の受け付けおよび一部解約の実行の請求の受け付けについて制限を行なう場合があります。</u></p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 12 条 この信託のすべての受益権は、社債、</p>	<p>(信託の目的および金額) 第 2 条 委託者は、金 <u>500 億円</u> を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 ② この信託は、日経平均レバレッジ・インデックスを対象指数（以下この約款において「対象指数」といいます。）とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1 口につき <u>_____</u> 円（信託契約締結日の前営業日の対象指数の終値に 100.05% を乗じて得た値の額（小数点以下は切り上げます。））とします。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第 10 条 委託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については同条同項において信託された金額を同条第 2 項の価額で除した口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 34 条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p><新設></p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 12 条 この信託のすべての受益権は、社債、</p>

<p>法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p> <p>②～③ <略></p>	<p>株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p> <p>②～③ <同左></p>
--	--

※第10条および第12条については2021年4月23日、第2条については2021年4月30日を適用日とする。

以 上